

(別紙) 週休2日(4週8休以上)の工事費の補正について

週休2日工事の補正率の改定に伴い、本市発注の週休2日促進モデル工事における工事費の補正について下記によるものとする。

1 改定内容

週休2日の4週8休以上を「通期^{※1}」と「月単位^{※2}」に区分し、それぞれの補正率を適用する。

なお、工事費の補正については、「福島県土木部週休2日等工事試行要領(令和6年12月19日一部改正)」及び同試行要領の運用(R7.1.20版)により行うものとし、土木工事については第I編、建築関係工事については第IV編に基づき行うものとする。

〔※1: 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
※2: 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態〕

2 該当する工事

「土木工事標準積算基準」を適用する工事及び「建築関係工事積算基準」を適用する工事。

3 積算関係

(1)当初積算において、「通期の4週8休以上」を確保する場合の補正率を適用して工事費を積算する。

(2)契約後、受注者が「月単位の4週8休以上」を希望する場合、受発注者協議の上で変更できるものとする。

4 適用年月日

令和7年1月20日から同年3月31日までに起工する工事に適用する。